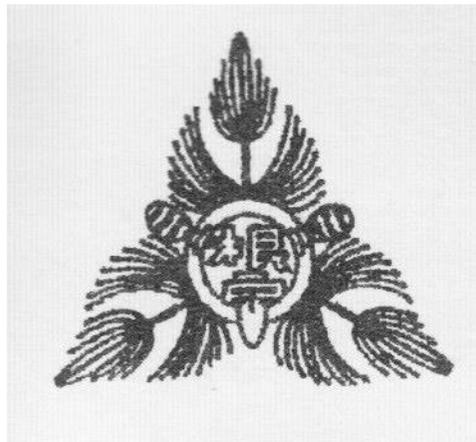


我孫子市立根戸小学校

P T A 会 則



我孫子市立根戸小学校PTA

我孫子市立根戸小学校 PTA会則

第1章 総 則

第1条 名称及び事務局

この会は「根戸小学校PTA」と称し（以下「この会」と呼ぶ）、事務局を根戸小学校内（千葉県我孫子市つくし野 4-17-1）に置く。

第2条 目 的

この会は当校保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と地域社会における児童の健やかな成長をはかることを目的とする。

第3条 活 動

この会は前項の目的を以って次の活動をする。

1. 良い保護者、良い教職員となるよう努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の安全と福祉に努める。
3. 児童の育成を図るために、保護者と教職員が共通理解をもち、これを推進する。
4. 目的の達成に必要な活動を行う。

第4条 方 針

この会は教育を本旨とし、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育振興にあたるために活動する。
2. 特定の政治政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。

第2章 会 員

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

1. 根戸小学校に在籍する児童の保護者。
2. 根戸小学校に在籍する教職員。

第6条 この会の会員は、次の会費を納めるものとする。
会費は、会員世帯月額 200 円とする。

第7条 この会の会員は、すべて平等な権利と義務を有する。

第3章 本部役員

第8条 この会の本部役員は、次のとおりとする。但し、会長が必要と認め
た場合は、本部役員会で検討し、常任委員会の承認を得て、本部役
員を増やすことができる。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 3名（教頭1名含む）
3. 書 記 3名（教職員1名含む）
4. 会 計 2名
5. 会計監査 2名
6. 顧 問 学校長及び副学校長

第4章 本部役員職務

第9条 本部役員は次の職務を担う。

1. 会 長
 - ①会務を総括し、この会を代表する。
 - ②総会、常任委員会、本部役員会等を招集する。
2. 副会長
 - ①会長を補佐し、会長に支障があるときにはその職務を代行する。
 - ②他の本部役員及び各委員会と連絡を取り、情報を収集し対処する。
3. 書 記
 - ①常任委員会、本部役員会の議事、その他重要事項の記録をする。
 - ②この会の記録、通信その他の重要書類を保管する。

4. 会 計

- ①総会で決議された予算に基づき、一切の会計事務を行う。
- ②定期総会において、会計報告を行う。

5. 会計監査

- ①この会に関するすべての会計を監査する。
- ②定期総会において、会計監査報告を行う。

6. 顧 問

学校長及び副学校長は、すべての会に出席して意見を述べることができる。

第 10 条 本部役員の任期は次のとおりとする。

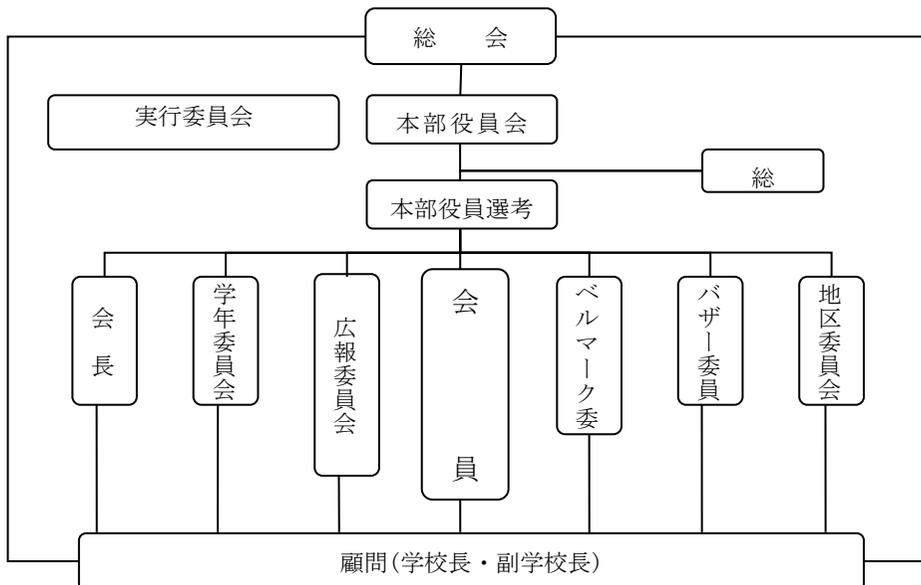
1. 任期は 1 年とする。但し、会員の過半数の承認を得て、引続き再任を妨げない。本部役員になることは通算 4 年を超えてはならない。
2. 本部役員会に欠員が生じた場合には、必要に応じて常任委員会で選出できる。またその任期は前任者の残任期間とする。

第5章 機 関

第 11 条 この会は次の機関を置く。

1. 定期総会（臨時総会）
2. 常任委員会
3. 本部役員会
4. 委員会
 - ①学年委員会
 - ②広報委員会
 - ③本部役員選考委員会
 - ④バザー委員会
 - ⑤ベルマーク委員会
 - ⑥地区委員会
5. 実行委員会（常任委員会が必要と定めたとき）

根戸小学校 PTA組織図



第6章 機関の構成と役割

第12条 上記機関の構成及び役割は次のとおりとする。

1. 総会 総会は、最高決議機関とする。

①定期総会は年度のはじめに開催し、前年度の会計報告、会計監査報告及び当該年度活動方針並びに予算の審議を行う。(ウェブによる開催を含む)

②定期総会及び臨時総会は、会員の過半数(委任状を含む)により成立し、議事は出席者の過半数の承認により決議される。ウェブによる総会は、会員の過半数の回答により成立し、議事は会員の回答の過半数の承認により決議される。

③会員の要請により、会長が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。(ウェブによる開催を含む)

2. 常任委員会

①常任委員会は、本部役員会、各学年委員会代表、広報委員会代

表、本部役員選考委員会代表、バザー委員会代表、ベルマーク委員会代表、地区委員会各ブロック代表、実行委員会代表で構成する。

- ②常任委員会は、総会に次ぐ決定機関とし、必要に応じて各学期に1回以上の会議を開催し、当該年度活動内容及び総会での審議事項以外のすべての協議・審議にあたる。
- ③本部役員会、各学年委員会、広報委員会、本部役員選考委員会、バザー委員会、ベルマーク委員会、地区委員会、実行委員会は、活動の経過及び結果を常任だよりにて報告する。
- ④常任委員会での審議・協議の内容及び決議事項をこの会の会員に報告する。
- ⑤常任委員会の議決権は、会長・副会長・書記・会計・学年委員(各学年1)・広報委員(1)・バザー委員(1)・ベルマーク委員(1)・地区委員(各ブロック1)とし、本部役員選考委員、実行委員、会計監査と顧問は含まれない。

3. 本部役員会

- ①本部役員会は、当該年度の会長、顧問、副会長、書記、会計、会計監査で構成される。
- ②本部役員会は、当該年度の予算執行及び活動方針にのっとり、会務の執行、運営にあたる。
- ③常任委員会の議事運営にあたる。
- ④総会の開催運営にあたる。

4. 委員会

委員会は、学年委員・広報委員・本部役員選考委員・バザー委員・ベルマーク委員、地区委員によって構成される。

年度はじめに行われる総会までに必要に応じた人数の委員を選出する。

また各委員会から代表者を2名ずつ選出し、この代表者が委員会を招集し活動を行う。

(1) 学年委員会

学年委員会は、各学級・学年の諸行事及び活動にあたる。また、6年は卒業にむけての活動をし、その会計はP T A会計より独立する。但し、収支報告をし、監査は会計監査が行う。

(2) 広報委員会

広報委員会は、P T A活動の内容を広報する活動にあたる。

(3) 本部役員選考委員会（6年を除く）

イ. 本部役員選考委員会は、次年度本部役員の選考にあたる。

ロ. 当委員会は本部役員候補の選考方法を決定しこの会の会員に告知する。

ハ. 当委員は次年度本部役員の任命を受けることはできない。

ニ. 当委員は他の委員を兼任することができる。

(4) バザー委員会

バザー委員会は、バザーの企画・運営を行う。

(5) ベルマーク委員会

ベルマーク委員会は、ベルマークの回収、仕分け、発送、集計等のベルマークに関する活動を行う。

(6) 地区委員会

①地区委員は、各地区の保護者の中で互選し委員の中から2名の代表者を選出し、委員会を構成する。任期は、3月から翌年度3月までの13ヶ月間とする。

②地区委員会は、次の活動を行う。

(1) 各地区での児童の安全を確保するために、交通安全と通学路の管理にあたる。

(2) 地域社会での児童の動態を観察し、非行防止や遊びの安全に努める。

(3) 地域会員との連絡を密にし、その他必要に応じて活動する。

6. 実行委員会

- ①この委員会は、全会員及び当校関係者より構成され、代表者2名を選出し、この代表者が委員会を招集する。
- ②この委員会は、常任委員会が必要に応じて暫定的に設置し、その運営実行にあたる。

第7章 会 計

第13条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他収入によって支弁される。

第14条 この会計は、総会において議決された予算に基づいて執行される。4月1日から当該年度予算成立までの間における経費支出のために暫定予算を設ける。暫定予算は前年度予算額の2分の1を上限に各費目から支出し、当該年度予算成立後はこれに吸収される。暫定予算の執行は、本部役員会の承認を必要とし、常任委員会において実施報告しなければならない。

第15条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 慶弔規定

第16条 慶弔規定を次のように定める。

1. 当会員及びその配偶者または当校在籍児童が死亡したときは、弔慰金10,000円とする。
2. 当会員の当校在籍児童が、交通事故・疾病障害による2週間以上の長期入院のときは見舞金5,000円、住宅火災のときは見舞金10,000円とする。
3. 学校教職員の婚姻時には、5,000円の祝い金もしくは5,000円相当の記念品とする。
4. 学校教職員の転出・退職時には記念品を贈る。記念品の金額の

上限は、4,000円とする。

5. 前各項の他、特別な理由で支弁が必要と認められたときは、その都度常任委員会において協議決定する。

第9章 改正

第17条 この会の会則改正は、常任委員会で審議され、総会にて決議される。

第10章 規定

第18条 この会の運用に関し必要な規定は、会則にのっとり、常任委員会の議決を経て定める。

第11章 付則

第19条 この会の会則は、昭和51年6月28日より施行する。

昭和52年	4月23日改正	昭和52年	4月23日施行
昭和54年	2月15日改正	昭和54年	4月1日施行
昭和55年	4月24日改正	昭和55年	4月24日施行
昭和55年1	2月13日改正	昭和55年1	2月13日施行
昭和56年	4月18日改正	昭和56年	4月18日施行
昭和57年	3月13日改正	昭和57年	3月13日施行
昭和58年	3月12日改正	昭和58年	4月1日施行
平成3年	3月9日改正	平成3年	4月1日施行
平成8年	3月2日改正	平成8年	4月1日施行
平成11年	3月6日改正	平成11年	4月1日施行
平成14年	3月2日改正	平成14年	4月1日施行
平成15年	5月30日改正	平成15年	5月30日施行
平成18年	2月1日改正	平成18年	4月1日施行
平成21年	5月29日改正	平成21年	5月29日施行
平成24年	5月31日改正	平成24年	4月1日施行

平成26年	5月30日改正	平成26年	4月 1日施行
平成27年	3月12日改正	平成27年	4月 1日施行
令和 元年	5月31日改正	令和 元年	5月31日施行
令和 3年	4月23日改正	令和 3年	4月23日施行
令和 4年	4月20日改正	令和 4年	4月20日施行